

三豊市監査委員告示第 6 号

平成 29 年度工事監査(随時)結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長職務代理者からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 28 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三 総 総 第 6 3 8 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

三豊市監査委員 糸 川 昇 様

三豊市監査委員 宝 城 明 様

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

監査の結果に関する報告に基づく措置について

平成 2 9 年度工事監査（随時）結果報告書に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
建設経済部 建設課	<p>・平成27年度社会資本整備総合交付金事業 市道祇園橋通り線祇園橋歩道橋整備上部工工事における橋上について</p> <p>遊間上に取り付けられているスライドプレートは地覆内側までであり、幅員の外側部はスライドプレートの厚さだけ路面から下がっており、その厚さ分を埋めているモルタルが割れていた。踏まれても割れない材料で充填しておくこと。</p>	<p>御指摘のモルタルが割れているものについては、モルタルを撤去の上、伸縮性のあるゴム系の樹脂（コーキング）を充填し、プレートとの取り合わせを行った。</p> <p>今後は、安心安全を心掛け、材料等の監理監督に努める。</p>